

# 京都府 知事選挙

投票日

# 4月5日

午前7時～午後8時  
(一部の投票所を除く)



明るい選挙啓発キャラクター  
選挙のめいすいくん

## 京都府議会議員右京区選挙区補欠選挙

投票日当日に投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

期間: **3月20日(金・祝)～4月4日(土)**

(府議会議員右京区選挙区補欠選挙は3月28日(土)～4月4日(土))

※土・日曜日及び祝日も投票できます。  
※一部の期日前投票所では、投票できる期間や時間が異なります。  
※右京区では**3月28日(土)**から両方の選挙の期日前投票ができます。

- 投票にあたっては、公式情報や複数の情報源を確認しましょう。
- SNS等の発信(拡散)は、情報の真偽をよく確かめてから発信しましょう。

京都市選挙管理委員会のホームページはこちら

京都市 選挙 🔍 検索



「選挙のお知らせ」(はがき)を持って投票所へ  
※はがきをお持ちでなくても投票できます。

- あなたが投票できる投票所、投票できる時間をお確かめください。
- 免許証などの身分を証明する書類や印鑑をお持ちいただく必要はありません。
- 投票所には駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。
- このはがきが届いても、投票のときに選挙権のない方は、投票することはできません。

投票できる時間をお確かめください。

投票区	ページ	番号	知事選	選挙事務	京都局
1	5	1			料金後納郵便

京都府知事選挙  
京都府議会議員右京区選挙区補欠選挙

投票の日 令和8年4月5日(日)  
日 時 午前7時から午後〇時まで

あなたの投票所  
〇〇小学校  
〇〇区〇〇町〇〇番地

京都 太郎 様

◆期日前投票については、裏面をご覧ください。◆

〇〇区選挙管理委員会 999999  
京都市〇〇区××町××番地  
〇〇区役所内 075-000-0000

※投票所には駐車場がありませんので、ご注意ください。

あなたが投票できる投票所の名称・所在地・付近の略図です。  
※前回の選挙と異なる場合がありますので、ご注意ください。

選挙に関するお問い合わせは、こちらまでお気軽にどうぞ。

選挙公報は新聞折込でお届けします。

折込する新聞(50音順)

朝日新聞・京都新聞・産経新聞・日本経済新聞・毎日新聞・読売新聞の3月26日(木)の朝刊

※府議会議員右京区選挙区補欠選挙の選挙公報は4月1日(水)の朝刊(右京区のみ)

新聞折込以外の選挙公報確認方法

- ① 希望者への郵送 (2月の衆議院選挙時に申し込まれた方は再度の申し込みは不要です。) 新聞を購読されていない世帯で、希望される方には郵送でお届けします。希望される場合は、3月31日(火)までに、以下の方法でお申込みください。

※郵送希望者受付及びホームページでの閲覧  
右の二次元コードから

又は 京都市 選挙 で 検索 し、

〈選挙 - 京都市〉→〈京都府知事選挙〉→〈選挙公報〉



みなここ  
TEL: 075-661-3755  
ごようはここ  
FAX: 075-661-5855

年中無休  
朝8時～  
夜9時

- ※ FAX の場合は選挙公報郵送希望の旨、郵便番号、住所、世帯主名、電話番号を記載のうえ送信ください。
- ※ ご登録いただいた送付先住所地の選挙公報をお送りします。京都市外には送付できません。
- ※ 一度お申込みいただきますと、次回以降の選挙において再度の申込は不要です。ただし、ご登録いただいた送付先について、世帯主が変更された場合や、ご住所を異動された場合は、再登録が必要になります。

② 選挙公報の備付け

準備が出来次第(3月25日頃から)以下の場所に備付けますので、お持ち帰りいただけます。期日前投票所、当日投票所にもご用意しています。

- 市役所、区役所・支所・出張所
- 京都市図書館、青少年活動センター
- 消防署(醍醐分署含む)・消防出張所  
※消防出張所は緊急出動等により、不在となることがあります。

③ ホームページでの閲覧

準備が出来次第(3月23日頃から)京都市ホームページ(上記※参照)に掲載します。また、「選挙のお知らせ」はがきやポスター掲示場にもホームページにつながる二次元コードを掲載します。

# 京都府知事選挙・京都府議会議員 右京区選挙区補欠選挙

投票日

## 4月5日

投票できる方は、各区選挙管理委員会の  
選挙人名簿に登録されている方です。

◆右京区では、知事選挙と府議会議員補欠選挙が合わせて行われます。  
京都府議会議員右京区選挙区(定数5人)では、現在、欠員が1人生じています。  
本来、府議会議員補欠選挙は、同一選挙区の議員の欠員が2人以上(定数が1人  
である選挙区においては1人)に達したときに行われますが、今回のように、同一  
の地方公共団体(今回の場合は京都府)の他の選挙(今回の場合は知事選挙)が  
行われるときは、欠員が2人に達しなくても、便乗して補欠選挙を行うよう公職  
選挙法に定められています。

### 選挙人名簿に登録される要件

平成20年4月6日以前に生まれた  
日本国民で、以下のいずれかに該当する方

- ① 令和7年12月18日(右京区では令和7年12月26日)以前から引き続き京都市の住民基本台帳に登録されている方
  - ② ①により選挙人名簿に登録された後、京都市外へ転出し、投票(期日前投票も含む)の時点で転出後4ヶ月を経過していない方
  - ③ 京都市の住民基本台帳に3ヶ月以上記録された後、選挙人名簿に登録されることなく令和8年3月17日(右京区では令和8年3月25日)までに京都市外へ転出し、投票(期日前投票も含む)の時点で転出後4ヶ月を経過していない方
- ※ ②③に該当する方であっても、京都府外へ転出されている場合は投票できません。  
また、転出先が京都府内であっても新住所地の選挙人名簿に登録されている場合は投票できません。

## 選挙についての Q & A

### 選挙の実施経費について

**Q** 選挙の実施にはいくらかかるの。

**A** 「選挙のお知らせ」(はがき)の発送や投票所で  
従事いただく方々の人件費、投開票所の設営・運営  
費など、選挙を実施するためには多額の経費が必要  
になります。今回の京都府知事選挙(京都市内分)  
及び府議会議員右京区選挙区補欠選挙の経費は、  
6億3600万円を予定しています。  
大切な税金で行われる選挙ですので必ず投票し  
ましょう。

### 候補者について

**Q** どうすれば候補者のことについて、  
知ることができますか。

**A** 選挙公報や候補者のポスターやウェブサイト、政見  
放送(知事選挙のみ)等により、政見・政策等を確認  
することができます。  
※ 選挙公報については1面をご参照ください。

### 転居について

**Q** 最近、京都市に引っ越してきましたが、  
投票できますか。

**A** ①(右京区以外の区の場合) 令和7年12月18日ま  
でに京都市へ転入の届けがされていれば、投票でき  
ます。  
②(右京区の場合) 令和7年12月26日までに京都市  
へ転入の届けがされていれば、投票できます。

最近、住所を異動された方の投票場所は、住民票の  
届出の日により、次表のとおりとなります。

異動の別	届出の日	〔異動元・異動先〕	投票場所
京都市外から 転入された方 = 転入届	右京区以外 の区	令和7年12月18日以前	新住所地
	右京区	令和7年12月19日以後	京都府内の他の市町村から 他府県から (投票できない)
		令和7年12月26日以前	新住所地
	令和7年12月27日以後	京都府内の他の市町村から 他府県から (投票できない)	
京都市外へ 転出された方 = 新住所地へ の転入届	全期間	他府県へ (投票できない)	
	令和7年12月18日以前	京都府内の他の市町村へ	新住所地(※2)
京都市内で 異動された方 = 転入・転居届	令和7年12月19日以後	京都府内の他の市町村へ	前住所地で投票できる場合がありますので、お問い合わせください。(※1)
	令和8年3月1日以前	—	新住所地(※2)
令和8年3月2日以後	前住所地(※3)		

- (※1) 前住所地の選挙人名簿に登録されていること及び引き続き京都府内に住所を有することの確認(※)を投票所で受けることが必要です。  
(※2) 新住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。  
(※3) 前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

(※)引き続き京都府内に住所を有することの確認  
各市町村にて無料で確認のための文書(公職選挙法第44条第3項に規定する引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書)を発行できますので投票所にご持参ください。なお、当該文書をご持参いただかなくても選挙管理委員会においてお調べすることはできますが、確認に時間を要しますので、できるだけお持ちいただいたほうがスムーズに投票できます。

### 投票方法について

**Q** 投票方法を教えてください。

**A** 受付で「選挙のお知らせ」(はがき)を提示してください(なくても投票できます)。本人確認の後、投票用紙をお渡しします。  
投票用紙に候補者1人の氏名を自書して投票箱に入れてください。

- ※ 候補者名以外のことを記載すると、その投票は無効となることがありますので、ご注意ください。  
※ 投票所には、選挙人以外の方は入ることができません(選挙人の同伴する満18歳未満の子どもを除く)。

- ※ 目の不自由な方は、点字による投票ができます。また、字を書くことが不自由な方は、投票所の事務従事者が代筆(代理投票)します。投票用紙記名補助具(投票用紙を挟んで、記入欄を触覚的に認識しやすくするケース)もご利用いただけます。  
※ 投票所には、コミュニケーションボード(投票に来られた方からのよくある質問や依頼をイラストでまとめてあり、指差しでコミュニケーションがとれるもの)を設置しています。また、投票支援カード(ホームページをご確認ください)に希望される支援内容を事前に記入し、ご持参いただくこともできます。  
※ お一人で投票所へ行くことが困難な重度の障害のある方は、同行援護サービスや移動支援サービス(ガイドヘルパーの派遣)等をご利用できる場合があります。詳しくは、お住まいの区の保健福祉センターにお問い合わせください。

# 開票について

**Q** 開票はいつ行われるのですか。

**A** 4月5日(日)投票終了後の午後9時20分から、各区に開票所を設けて行います。  
※開票状況については、午後10時過ぎから随時、ホームページに掲載します。

# 期日前投票について

**Q** 投票日は旅行に行く予定ですが、投票できますか。

**A** あらかじめ期日前投票をしていただくことができます。

**期日前投票とは** 投票日(選挙期日)に仕事や用事等があると見込まれる人が、投票日の前に投票できる制度です。

## ◆右京区以外の有権者

期日前投票所	投票できる期間	投票できる時間
お住まいの区の区役所・支所	3月20日(金・祝)～4月4日(土)の毎日	午前8時30分～午後8時
南区役所 久世出張所	4月2日(木)～4月4日(土)	
伏見区役所 神川出張所 〃 淀出張所		

※出張所で投票できる方は、各出張所が所在する区の有権者の方のみとなります。なお、お住まいの区に複数の期日前投票所がある場合、いずれの場所でも投票することができます。

## ◆右京区の有権者

期日前投票所	投票できる期間	投票できる時間
右京区役所	3月20日(金・祝)～3月27日(金) 知事選挙のみ 3月28日(土)～4月4日(土) 知事選挙・府議会議員補欠選挙	午前8時30分～午後8時
右京区役所 京北出張所	4月2日(木)～4月4日(土) 知事選挙・府議会議員補欠選挙	午前8時30分～午後5時(4日のみ午後8時まで)
イオンモール 京都五条	3月28日(土)、3月29日(日)、4月4日(土)の3日間 知事選挙・府議会議員補欠選挙	午前10時～午後8時

※3月28日(土)から、知事選挙と府議会議員補欠選挙の期日前投票を行うことができます。  
※令和7年12月19日から12月26日までの間に京都市に転入の届けをされた方については、3月26日(木)から知事選挙の期日前投票ができるようになります。

## 期日前投票の方法

期日前投票を希望される方は、「期日前投票宣誓書」に必要事項をご記入のうえ提出していただく必要があります。「期日前投票宣誓書」は「選挙のお知らせ」(はがき)裏面に掲載していますので、必要事項をご記入のうえお持ちください。なお、「期日前投票宣誓書」は各期日前投票所にも備え付けています。

### 【記入例】

**<選挙管理委員会からのお知らせ>**

1 このはがきを、ご本人が投票所へ持参し、受付に提出してください。本人確認(誕生日をお聞きします)の後、投票用紙をお渡しします。万一、お忘れになっても投票できます。(※投票所は表面をご確認ください。)

2 投票日までに京都府下へ転出された場合は、投票所で引き続き京都府内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

3 このはがきが届いても投票のときに選挙権のない方は、投票できません。

4 選挙についてのお問い合わせは表面の選挙管理委員会へお願いします。

**5 期日前投票について**  
投票日当日、投票所に行けない方は、**お住まいの区の区役所・支所**で次のとおり期日前投票ができます。  
※最近お引越しされた方は期日前投票場所が異なる場合がありますので表面の選挙管理委員会へご確認ください。  
(期間)3月20日(金)から4月4日(土)まで毎日  
(時間)午前8時30分～午後8時

南区にお住まいの方は久世出張所、伏見区にお住まいの方は神川出張所及び淀出張所でも次のとおり期日前投票ができます。  
(期間)4月2日(木)から4月4日(土)までの3日間  
(時間)午前8時30分～午後8時

選挙公報は新聞折込でお届けします。  
左の二次元コードから、選挙公報の閲覧や入手方法の確認ができます。

区選管使用欄

※選挙期日(4月5日)には18歳であるが、投票をしようとする時点ではまだ17歳の方は、期日前投票ではなく不在者投票により投票していただくこととなります。お住まいの区の区役所・支所の期日前投票所でお問い合わせください。(出張所では取り扱いませんのでご注意ください。)

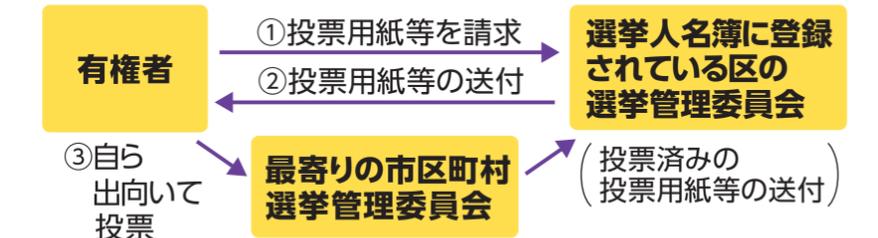
# 不在者投票について

**Q** 仕事の都合でしばらく東京に滞在しています。どうしたら投票できますか。

**A** あらかじめ選挙人名簿登録地の区の選挙管理委員会に投票用紙等を郵便等で請求し、滞在先のお近くの選挙管理委員会(政令指定都市においては区の選挙管理委員会)で不在者投票をしてください。

**不在者投票とは** 滞在先等の選挙管理委員会や不在者投票のできる施設として指定された病院、老人ホーム等で投票できる制度です。対象者は、期日前投票と同じです。

## 滞在先での不在者投票の流れ



※投票用紙等の請求(①)に必要な「不在者投票宣誓書兼請求書」は、ホームページからダウンロードできます。  
※投票用紙等の取寄せや投票記載後の返送には日数を要しますので、早めにお手続きください。  
※滞在先の選挙管理委員会での受付日時を事前に必ずご確認ください。

**「オンラインによる請求について」**  
マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン(ぴったりサービス)による投票用紙等の請求が可能です。詳しくは、ホームページをご確認ください。  
※マイナンバーカードには、公的個人認証の電子証明書が格納されている必要があります。  
※マイナンバーカードを読み取れるスマートフォンやICカードリーダーなどが必要です。

## 不在者投票のできる施設として指定された病院、老人ホーム等の施設に入院、入所されている方

投票用紙等の請求については、施設職員の方等にお問い合わせください。

## 郵便等による不在者投票

身体に法令が定める重度の障害があり、投票所で投票することができないと認められる方は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けたうえで、自宅等で投票できる制度があります。

### 1. 対象者 次のいずれかの選挙人の方

(1) 身体障害者又は戦傷病者で、障害の程度が次表に該当する方

障害の種類	手帳	身体障害者手帳(記載等級)	戦傷病者手帳(記載等級)
両下肢・体幹		1級・2級	特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこう・直腸又は小腸		1級・3級	特別項症～第3項症
移動機能		1級・2級	—
免疫		1級～3級	—
肝臓		1級～3級	特別項症～第3項症

(2) 介護保険法に規定する要介護者であって、被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」である方

### ◆代理記載制度

上記(1)(2)に該当する方で、かつ、次表に該当する方のうち自書できない方は、「代理記載制度」が利用できます。「代理記載制度」が利用できる方については、別に「代理記載人となるべき者の届出」が必要となります。

障害の種類	手帳	身体障害者手帳(記載等級)	戦傷病者手帳(記載等級)
上肢・視覚		1級	特別項症～第2項症

※制度の詳細や申請方法等については、区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

### 2. 投票用紙等の請求方法

- 既に「郵便等投票証明書」の交付を受けている方  
選挙人名簿登録地の区の選挙管理委員会から請求書等をお送りします。
- 新たに「郵便等投票証明書」の交付を受ける方  
交付申請時に、請求書等をお渡します。  
※投票用紙等の請求の受付は、投票日の4日前(4月1日(水))までとなりますのでご注意ください。

候補者は、選挙運動期間中（知事選挙は3/19～4/4、府議会議員補欠選挙は3/27～4/4）、主に以下の選挙運動ができます。

### 選挙運動用自動車

- ・拡声機の使用は午前8時～午後8時。
- ・拡声機の音量自体に規制はありません。  
(学校・病院等の周辺では静かな状態を保つ義務があります。)

### 街頭演説

- ・午前8時～午後8時の間に実施できます。
- ・選挙管理委員会が交付する標旗を掲げ、運動員は腕章を着用しなければなりません。

### ポスター・看板・のぼり等の掲示

選挙運動のために使用するものは、次のものに限り掲示することができます。このほかは掲示できません。

- ① 選挙事務所で使用するもの
- ② 選挙運動用自動車に取り付けて使用するもの  
※ 街頭演説の場でポスターやのぼり等は使用できませんが、その場に停車している選挙運動用自動車に取り付けてあるものは認められます。
- ③ 候補者本人が使用するたすき・腕章
- ④ 演説会場（会場前、会場内）で使用するもの  
※ 知事選挙の候補者の個人演説会場前には、京都府選挙管理委員会が交付する表示板をつけた看板等しか掲示できません。
- ⑤ 選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター  
※ 候補者名を明記し、また、品位を損なう内容は記載してはいけません。



### 選挙運動用ビラの頒布

- ・選挙管理委員会が交付する証紙が貼られているビラ（選挙運動用ビラ）に限り、新聞折込や選挙事務所・個人演説会の会場内、街頭演説の場で頒布できます。
- ・選挙運動用ビラ及び選挙運動用はがき以外のものは頒布できません。

このほか、個人演説会の開催、新聞広告の掲載、選挙運動用はがきの頒布、ウェブサイト(SNSを含む)や電子メールを利用した選挙運動が行えます。また、知事選挙の候補者については、政見放送や経歴放送を行えます。

選挙の自由と公正を確保するため、演説の継続や聴取を困難とする行為を含め、街頭演説等の選挙運動を妨害することは禁止されています。

#### よくある質問

- ① 選挙運動はだれでもできるの？  
A. 候補者のほか、有権者も選挙運動をすることができます。ただし、18歳未満の方の選挙運動は禁止されています。
- ② 有権者もインターネットを使った選挙運動ができるの？  
A. 有権者はウェブサイト(SNSを含む)を利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は禁止されています。また、ホームページや電子メール等を印刷して頒布することはできません。
- ③ 候補者に関して虚偽の事項をSNS等で発信することは許されるの？  
A. 公職の候補者に関して虚偽の事項を公にすることは、処罰の対象となり得ます。SNS等の発信(拡散)に当たっては、情報の真偽をよく確かめてから発信するようにしてください。
- ④ 電話での投票依頼があったけど、違反ではないの？  
A. 有権者の家を訪ねて投票を依頼することは「個別訪問」として禁止されていますが、電話での投票依頼は候補者に限らず行うことができます。
- ⑤ 選挙運動用自動車の声がうるさいが、なんとかならないの？  
A. 選挙運動用自動車の音量自体の規制は特になく、騒がしいとのご意見をいただくことがあります。候補者は法律で定められた範囲内で有権者に訴えようとされており、有権者にとっても候補者やその政見を知る機会でもありますので、ご理解願います。

政治家(候補者、立候補しようとする人、現職の知事・議員など)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。誰も寄付を求めてはいけません。

#### めいすいくん3ない運動



贈らない。求めない。受け取らない。

- 政治家は有権者に寄付を **贈らない!!** 例：入学祝、卒業祝、お歳暮やお年賀
- 有権者は政治家に寄付を **求めない!!** 例：落成式、開店祝の花輪、お祭りの寄付や差し入れ
- 政治家から有権者への寄付は **受け取らない!!** 例：町内会の集会や催物への寸志や飲食物の差し入れ / 地域の運動会などへの飲食物の差し入れ

選挙に関するお問い合わせは区・市選挙管理委員会へ

北 区(北区役所内) TEL075-432-1199 FAX 432-0388 東山区(東山区役所内) TEL075-561-9105 FAX 541-9104 右京区(右京区役所内) TEL075-861-1784 FAX 872-5048  
上京区(上京区役所内) TEL075-441-5029 FAX 432-0566 山科区(山科区役所内) TEL075-592-3066 FAX 502-8881 西京区(西京区役所内) TEL075-381-7158 FAX 381-6135  
左京区(左京区役所内) TEL075-702-1021 FAX 702-1301 下京区(下京区役所内) TEL075-371-7164 FAX 351-4439 伏見区(伏見区役所内) TEL075-611-1295 FAX 611-4716  
中京区(中京区役所内) TEL075-812-2421 FAX 812-0408 南 区(南区役所内) TEL075-681-3439 FAX 681-5513 京都市(京都市役所分庁舎1階) TEL075-222-3589 FAX 241-9230

発行/京都市選挙管理委員会 発行月/令和8年3月 京都市印刷物 第071905号